

## 静岡市集落支援員（非常勤嘱託職員）募集案内

静岡市では、中山間地域の集落の状況を把握し、集落運営をサポートしていただける集落支援員を募集します。

### 【集落支援員について】

#### 1 活動内容

- (1) 担当活動地区内集落の巡回及び状況把握
- (2) 担当活動地区内で実施される集落の会合等への参加、住民の意見の聴きとり
- (3) 市や集落の住民が行う振興施策への協力
- (4) 中山間地域ホームページの更新（情報提供）
- (5) 中山間地域集落の振興に関し、市が必要と認める活動及び報告

2 活動地区 葵区玉川地区、清水区両河内地区、清水区由比入山地区

3 任期 平成 29 年 6 月 1 日（予定）から平成 30 年 3 月 31 日まで（勤務成績が良好な場合、任期を 1 年ごと更新します。最大 5 年）

4 報酬 月額 118,900 円（予定）※概ね週 30 時間程度勤務（勤務日は不定期）、手当（通勤手当、時間外手当等）なし、社会保険あり

5 その他 採用後は市の非常勤嘱託職員となり、地方公務員法等が適用され、信用失墜行為の禁止、守秘義務等が課せられます。

### 【応募要領】

#### 1 応募資格

- (1) 担当地区において上記活動が実施できる者
- (2) 静岡市の中山間地域の振興に熱意を持つ 20 歳以上の者
- (3) 普通自動車運転免許を有し、山間地域の運転が可能な者
- (4) 本市の職員（職員に準ずる者も含む。）又は市議会議員でない者
- (5) 地方公務員法第 16 条（別記参照、ただし準禁治産者を含む）に該当しない者

2 応募人員 各地域 1 人

#### 3 応募方法

- (1) 提出書類 静岡市集落支援員応募申込書を 1 部提出

(2) 提出先 〒421-1212 静岡市葵区千代 538 番の 11  
静岡市経済局農林水産部中山間地振興課企画係  
※郵送可、ただし、提出期限には必着のこと

(3) 提出期限 平成 29 年 5 月 1 日 (月) 必着

5 選考方法 書類及び面接により決定します。

(1) 面接審査 日時、場所については、申込み締切り後に通知します。  
(5月中旬を予定)

(2) 結果通知 面接審査終了後に郵送で通知します。

(3) その他 合格者は別途指示する必要書類の提出が必要となり、当該書類の確認  
後採用となります。

6 問合せ先 静岡市役所 経済局農林水産部中山間地振興課企画係

TEL 054-294-8805

FAX 054-278-3908

Email [chuusankanchi@city.shizuoka.lg.jp](mailto:chuusankanchi@city.shizuoka.lg.jp)

別記

【地方公務員法 (抜粋)】

第 16 条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることなくなるまでの者

(3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

(4) 省略

(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者